

# 幼稚園パート（障害児対応パート・3歳児保育対応パート等）職員の勤務条件等の概要

神戸市教育委員会  
令和8年4月

## 1. 身分

地方公務員法第22条の2第1項に該当する会計年度任用職員に該当

## 2. 必要となる資格免許

教員免許（幼稚園教諭普通免許もしくは養護教諭普通免許）

## 3. 職務内容

園長の命を受けて、障害児の教育業務、3歳児学級の教育業務その他幼稚園運営に関する業務等を行う。選挙事務や災害対応に従事する可能性がある。

## 4. 報酬等

- 時給単価 1,748円（教育職(3)1級31号給）
- 旅費  
パート職員が、職務を行うために旅行した場合は旅費を支給
- 通勤手当  
勤務した当該月の勤務実績に基づき、原則実費を支給する。  
※支給額は1か月あたり150,000円を上限とし、①往復分の運賃額×勤務日数、②1か月の定期代  
①、②を比較し廉価となる額をもって支給額とする。
- 報酬等の支払日  
勤務した当該月の勤務実績に基づき、原則勤務した翌月の20日に支給
- 昇給 なし
- 期末・勤勉手当 支給あり（任期が6月以上であり、かつ週当たり勤務時間15.5時間以上に限る）
- 退職手当 支給なし

※上記、時給等諸手当の額は、給与改定を受けて変更となる場合あり

## 5. 任用期間等

- 勤務時間  
原則、月～金の間で、週28時間勤務（弁当給食実施日は6時間以内、それ以外の日は4時間以内）  
（職員の配置状況により、上記以外の勤務時間数となる場合あり）
- 要勤務日  
原則、各学期の始業式から終業式までの期間  
ただし下記を上限に長期休業期間中に要勤務日が設定される場合あり  
（夏季休業期間中：上限5日、4/1～始業式の前日：上限1日）
- 年次有給休暇  
・付与日数  
6か月以上の任期が定められている場合に、下記に応じて付与する。  
※6か月未満の任期であっても当該任期中に継続勤務期間が6か月に至る場合も含む  
※継続勤務年数は、本職種における令和2年度以降の継続的な勤務年数に応じて算出する

一週間の勤務時間		29時間以上					29時間未満				
一週間の勤務日の日数		5日以上		4日		3日		2日		1日	
一年間の勤務日の日数		217日以上		169日～216日		121日～168日		73日～120日		48日～72日	
継続勤務期間	1年未満	10日		7日		5日		3日		1日	
	1年	11日		8日		6日		4日		2日	
	2年	12日		9日		6日		4日		2日	
	3年	14日		10日		8日		5日		2日	
	4年	16日		12日		9日		6日		3日	
	5年	18日		13日		10日		6日		3日	
	6年以上	20日		15日		11日		7日		3日	

・取得単位：1日（時間単位の取得は不可）

○ 特別休暇

※一部を除き、原則6か月以上の任期が定められている場合に付与される

有給：結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、産前産後休暇 等

無給：健康支援休暇 等

6. 災害補償

労働者災害補償保険法による。

7. 福利厚生

○ 社会保険（公立学校共済組合（短期組合員）及び1号厚生年金保険）

原則、週当たりの勤務時間が20時間以上の場合は任用当初より加入。

※8月中も任用が続く場合、7月分の報酬（8月支給）から共済掛金（8・9月分）と厚生年金保険料（7・8月分）を2か月分ずつ控除します。

○ 雇用保険

原則、週当たりの勤務時間が20時間以上の場合は任用当初より加入。

8. 兼業

原則、営利企業等への従事（兼業）を行うことができる。ただし、下記のいずれかに該当する場合は行うことができないものとする。

- ① 本職務の遂行に支障を来すおそれがある  
（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員標準勤務時間を上回る場合など）
- ② 職務の公正を確保できなくなるおそれがある
- ③ 市の信用を損なうおそれがある

9. その他

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象とする。

【問合せ先】

神戸市教育委員会事務局教職員人事課・教職員給与課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

- 給 与 に つ い て TEL: (078) 984-0629
- 休暇制度等について TEL: (078) 984-0630
- 福利厚生について TEL: (078) 984-0625